

千葉市住民情報系システム標準化プロジェクト管理等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市住民情報系システム標準化プロジェクト管理等支援業務委託（以下「本業務委託」という。）の事業者を選定するため千葉市住民情報系システム標準化プロジェクト管理等支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本業務委託事業者の審査及び選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(選定方法)

第4条 委員会は、別に定める落札者決定基準に基づき、事業者からの提案書類の評価を行い、最適な事業者を選定する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面で表決することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務局情報経営部情報システム課住民情報系システム標準化推進室において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月3日から施行し、本業務委託の契約締結日に、その効力を失う。

別表

委員長	情報経営部長
委 員	情報経営部業務改革推進課長
	情報経営部情報システム課長
	情報経営部情報システム課 住民情報系システム標準化推進室長